

区別	試験種別		最大定員(名)	講習内容			講習実施月日														
	種類	受講資格		日数	時間	受講料	テキスト代	合計(円)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
免許	移動式クレーン 登録第38号	全科(学科・実技)	2	6日	26H	97,200	4,482	101,682	9~12→ 15~16	27~31→ 6/3		18~19→ 22~25		3~6→ 9~10		13~15→ 18~20	12~13→ 16~19	8~10→ 14~16	19~21→ 25~27	9~12→ 16~17	
		実技のみ	2	6日	9H	88,560		88,560													
技能	車両系建設機械 整地・運搬等 登録第36号	普通免許以上を有しかつ 小型車両系特別教育(3ヶ月以上※) 大型特殊運転免許所持者	10	2日	14H	48,600	1,400	50,000	前期	1~2 22~23	8~9 22~23	5~6 19~20	10~11 29~30	19~20	2~3 18~19						
		後期																			
	全科(学科・実技)	10	6日	38H	91,800	1,400	93,200	8~12・15	14~17→ 20~21 27~31→ 6/3	10~14・17 24~28→ 7/1	18~19→ 22~25	1・5~9 22~23→ 26~29	6・9~13 20→ 24~27・30	7~11・15 18・21→ 23~25・28	11~15・18	9~13・16	17・20~24	3~7・10 14・17~21	2~6・9 13→ 16~19・23		
	解体用 登録第3-21号	車両系(整地等・旧解体)技能講習 所持者	10	1日	5H	16,200	1,540	17,740	1 24	7 27	10 24	4	5	2 17	7 21	5 19	2 17	14 27	25	24	
講習	不整地運搬車 登録第3-23号	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊運転免許所持者	10	2日	11H	34,560	1,540	36,100	25~26			8~9 22~23	26~27	3~4	9~10 30~31		4~5	9~10	12~13	9~10	
		移動式・小型移動式クレーン所持者	20	2日	12H	36,720	1,850	38,570	2~3 16~17	7~8 20~21	3~4 17~18	1~2 16~17	19~20	10~11 24~25	15~16 29~30	11~12 25~26	9~10 25~26	6~7 20~21	3~4 17~18	3~4 17~18	
		普通運転免許所持者 普通運転免許なし		3日	14H	37,800	1,850	39,650	2~4 16~18	7~9 20~22	3~5 17~19	1~3 16~18	19~21	10~12 24~26	15~17 29~31	11~13 25~27	9~11 25~27	6~8 20~22	3~5 17~19	3~5 17~19	
小型移動式クレーン 登録第3-20号	玉掛け、床上クレーン技能講習 クレーン運転士免許所持者 免除なし	30	3日	16H	41,040	1,340	42,380	8~10 22~24	15~17 28~30	11~13 25~27	9~11 29~31	21~23	4~6 25~27	8~10 29~31	12~14 26~28	10~12 23~25	7~9 22~24	5~7 18~20	4~6 17~19		
講習	玉掛け 登録第41号	小型移動式クレーン・床上クレーン技能講習 移動式・クレーン運転士免許所持者 免除なし	30	3日	15H	19,440	1,645	21,085	3~5 17~19	8~10 22~24	5~7 19~21	3~5 24~26	28~30	11~13	2~4 23~25	6~8 20~22	4~6 18~20	15~17 29~31	12~14 26~28	11~13 25~27	
		普通免許以上を有しかつ フォークリフト特別教育(3ヶ月以上※) 大型特殊運転免許所持者(カタピラ限定なし)	10	2日	11H	16,200	1,620	17,820	1・5 15・19	13・17	3・7 17・21	1・5	19・23	2・6 17・24	15・21	11・15 25・29	2・6 16・20	6・10 20・24	4・10 17・21	2・6 24・30	
		大型・中型・普通運転免許所持者	20	4日	31H	29,160	1,620	30,780	①班	1~4 15~18	13~16	3~6 17~20	1~4	19~22	2~5 17~20	15~18	11~14 25~28	2~5 16~19	6~9 20~23	4~7 17~20	2~5 24~27
		②班							1・8~10 15・22~24		3・10~12 17・24~26	1・8~10	19・26~28	2・9~11 17・25~27	15・23~25	11・18~20	2・9~11 16・23~25	6・14~16 20・27~29	4・12~14 17・25~27	2・9~11	
土・日のみのコース							土・日 のみ	13・14→ 20・21		15・16→ 22・23		31・9/1→ 9/7・8		9・10→ 16・17		18・19→ 25・26		7・8→ 14・15			
普通運転免許なし	10	5日	35H	30,240	1,620	31,860												3~7	23~27		
ショベルローダー 登録第4-2号	大型特殊運転免許所持者(カタピラ限定なし) 大型・中型・普通運転免許所持者	20	2日	11H	15,120	1,836	16,956														
			5日	31H	31,320	1,836	33,156	受講希望者が一定の人数に達した時点で実施を検討します。													
特別教育	クレーン等(吊り上げ荷重5トン未満)		2日	13H	11,880	1,674	13,554	11~12 22~23	13~14	27~28	11~12 29~30	26~27		7~8 28~29	20~21	12~13	29~30		30~31		
	小型車両系(機体質量3トン未満)		2日	13H	11,880	1,340	13,220		7~8			11~12		19~20	31~11/1		18~19	15~16		30~31	
	ローラー(制限なし)		2日	10H	11,880	1,340	13,220	11~12		18~19	16~17	20~21	11~12	1~2 23~24	6~7	25~26				11~12	
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)		2日	12H	11,880	1,620	13,500	25~26			18~19	29~30			5~6			30~31		30~31	
職長・安全衛生責任者教育		2日	14H	11,880	1,512	13,392	3~4 24~25	9~10	4~5 25~26	2~3 16~17			18~19	17~18	18~19	16~17	9~10 27~28	12~13	18~19		
熱中症予防労働衛生教育		1日	3.5H	4,320	1,404	5,724	26	31											31		

◎遅刻・早退等で受講時間が不足しますと、修了証を交付することができません。  
◎当計画表の日程及び受講料金は都合により連絡なく訂正することがあります。  
◎各講習会ともに定員になり次第締め切ります。  
◎本計画以外にも事業主の希望があれば出張講習のご相談に応じます。(10名程度以上)

受講申込要領

◎申込方法

所定の申込用紙に記入の上、下記のを添えて受講一週間前までに窓口または郵送で提出してください。

- 証明写真1枚 縦3cm×横2.4cm、無背景(コピー用紙は不可)  
※移動式クレーン(免許)のみ3枚
- 本人確認書を添付してください。(自動車運転免許証、健康保険証等。コピー)
- 講習の一部免除者は、**現有免許資格書のコピー**を添付してください。(申込後の免許の申請は原則として認められません)
- 車両系(整地等)2日・3日コース、フォークリフト2日コースを受講される方で特別教育所持者は、申込用紙に実務経験3ヶ月以上の事業主証明(期間、押印)が必要です。(※)

◎講習料(受講料及びテキスト代)

講習料は予約後受講前までに下記の銀行へお振り込みください。

〈振込口座〉 **大分銀行 中島支店 普通預金 5126690**  
 シャ) 大分産業機械技能教習所

- 振込手数料は、申込者のご負担をお願いいたします。振込書の控えを領収証に代えさせていただきます。
- 講習料は、受講開始日前日までに受講取り消しのない場合は返金いたしません。

◎受講時に必要なもの

- 筆記用具・電卓・作業服・安全靴・ヘルメット。  
※無ければ動きやすい服装・運動靴。  
※ヘルメットは貸出しがあります。  
※携帯の電卓機能は使えません。

◎受講資格

- 満18歳以上であること。
- 自動車運転免許の取得資格等の種類によって講習の一部が免除されます。

◎国家試験(安全衛生技術センター)

- 移動式クレーン免許の学科受験申請手続きは、代行いたします。(学科受験料6,800円 振込手数料130円)

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(各都道府県労働局)

- 事対象となる所
- 中小建設事業主(資本金3億円以下又は従業員300名以下)であること。
  - 雇用保険に加入し、受講者が被保険者であること。
  - 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
  - 労働保険料を滞納していないこと。

- ★申請される事業主の方は、予約の際にお申し出ください。
- ★制度についての詳細は、大分労働局大分助成金センターへお問い合わせください。(TEL 097-535-2100)

■受講票は発行しておりませんので受講開始日に忘れず来所して下さい。受付は午前8時より行ないます。

**\* 受講希望日程が決まりましたら、まずはお電話にてご予約下さい。(定員制)**